

## 社会参加活動指導員業務要領の制定について

例規（警・執）第22号  
平成10年9月29日  
警 務 部 長

〔沿革〕 平成19年3月例規（警）第33号  
令和2年3月例規（警）第14号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定し、平成10年10月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命により通達する。

### 記

#### 1 目的

この要領は、千葉県警察が雇用する社会参加活動指導員の業務に関し、会計年度任用職員の取扱いに関する訓令（令和2年本部訓令第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 社会参加活動指導員の名称及び業務

(1) 社会参加活動指導員の業務上の名称は、「千葉県警察社会参加活動指導員」（以下「指導員」という。）とする。

(2) 指導員の業務は、次のとおりとする。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）において規定する軽微違反行為者に対する違反者講習としての社会参加活動の指導及び確認

イ その他前項に付随する事務

#### 3 業務の準拠及び報告

(1) 業務は、あらかじめ交通部運転免許本部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）が作成する社会参加活動指導員業務予定表（別記第1号様式）に基づき行うものとする。

(2) 指導員は、前記2の業務を行った場合においては、社会参加活動指導員活動報告書（別記第2号様式）を作成し、運転教育課長に報告するものとする。

#### 4 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

#### 5 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（昭和42年本部訓令第6号）に定める「身分証明書」による。

#### 6 秘密の保持

指導員は、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下様式省略